

# 武蔵野市第 2 期 成年後見制度利用促進基本計画 素案

令和 5 年 8 月

武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・  
第 6 期地域福祉計画専門部会

## 武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画の全体像(目次案)

### <目 次>

項目及び内容	引用元・方針
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間	背景：国の動向について、第1回専門部会で確認済 【資料6】近年の動向の整理 その他は第3回専門部会で確認
<b>第2章 成年後見制度を取り巻く状況</b> 1 全国の状況 2 武蔵野市の状況 3 前計画の取組状況	第3回専門部会で確認  第1回専門部会で確認済 【資料7】成年後見制度利用促進基本計画進捗状況一覧表
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> 1 基本目標	今回専門部会で議論が必要
2 基本方針	今回専門部会で議論が必要
3 取組みの全体像（施策の体系）	今回専門部会で議論が必要
<b>第4章 施策の展開</b> 1 中核機関の運営及び地域連携ネットワークの強化	今回専門部会で議論が必要
2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の拡充	今回専門部会で議論が必要
3 制度利用を支える機能の充実	今回専門部会で議論が必要
4 成年後見制度の担い手の育成及び支援	今回専門部会で議論が必要
<b>第5章 計画の推進と見直し</b> 1 計画の推進のために 2 計画の点検と評価	第3回専門部会で確認

# 第1章 計画の策定にあたって

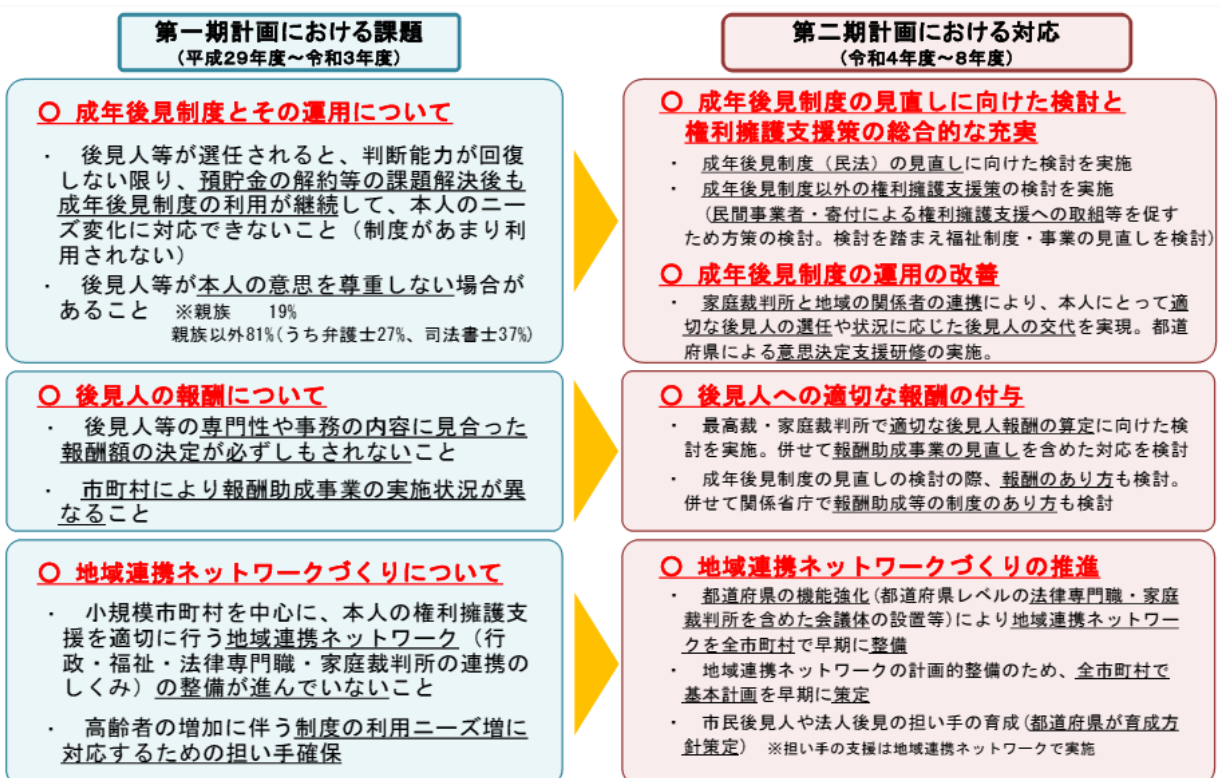
## 1 計画策定の背景と目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28（2016）年 5 月に施行され、翌 29（2017）年 3 月には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

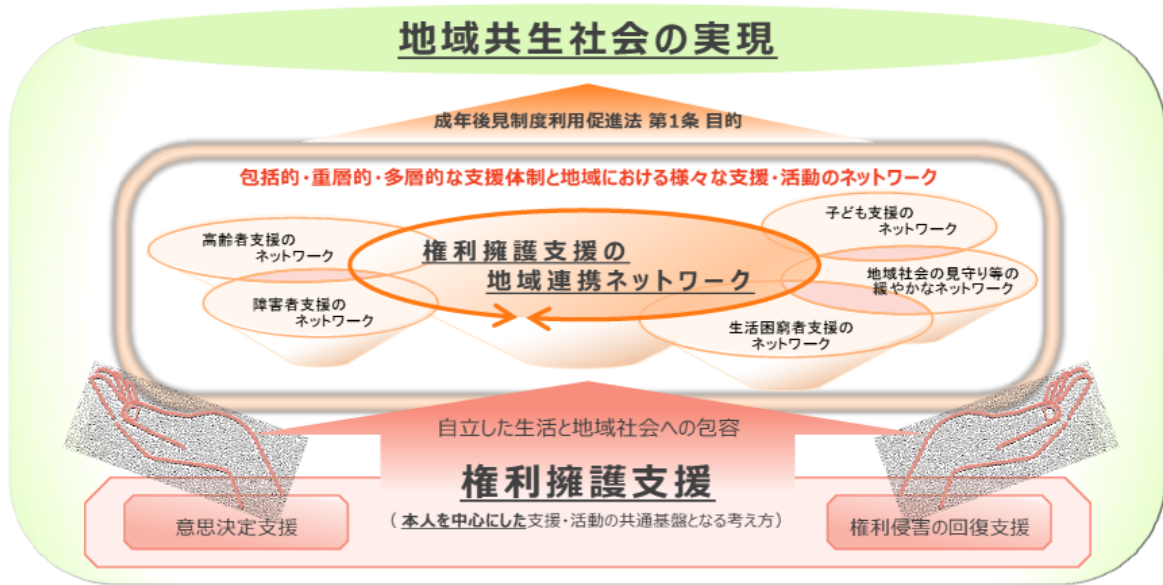
本市においてはこれまで、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）が中心となり、専門職や関係者と協力しながら、市内の権利擁護事業、成年後見事業を推進してきましたが、国の要請に対応し、令和 2（2020）年 3 月に「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画は、本市の健康福祉分野の上位計画である健康福祉総合計画及び地域福祉計画の改定に合わせ、また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）の内容を踏まえて、たとえ支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で、その人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、「武蔵野市第二期成年後見制度利用促進基本計画」として策定するものです。

【参考】国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（第一期、第二期計画における対応）



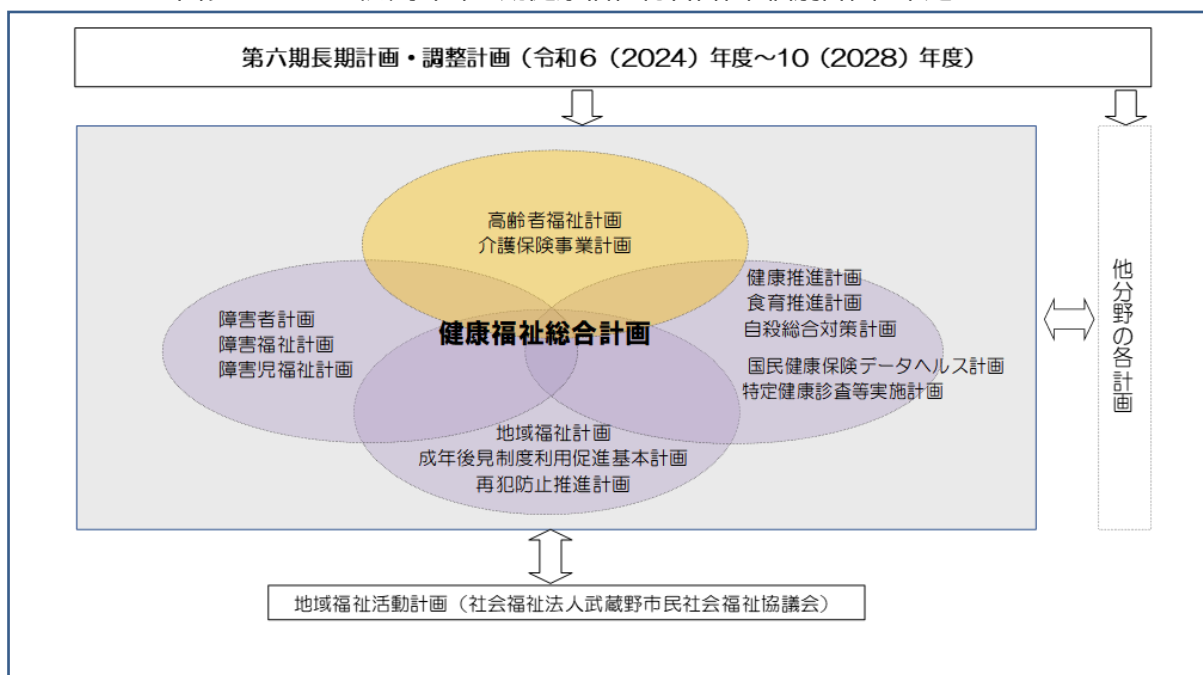
【参考】成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標（イメージ）（厚生労働省資料）



## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を勘案して策定されています。また、本市の最上位計画である「第六期長期計画」及び「第六期長期計画・調整計画」における重点施策として掲げられた「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を理念として、健康福祉分野の基本となる施策を進めていくための計画である「第4期健康福祉総合計画」をはじめ、健康福祉関係の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。

図表 1-1-1 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



※「地域福祉活動計画」は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

図表 1-1-3 各計画策定における法令の根拠

地域福祉計画	社会福祉法 107 条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第 14 条
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第 8 条
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
障害者計画	障害者基本法第 11 条
障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20
健康推進計画	健康増進法 8 条
食育推進計画	食育基本法 18 条
自殺対策推進計画	自殺対策基本法第 13 条の 2
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 (第 19 条)

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視野及び他の計画期間との整合を図る観点から、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年とします。

図表 1-1-4 見直しのスケジュール(案)

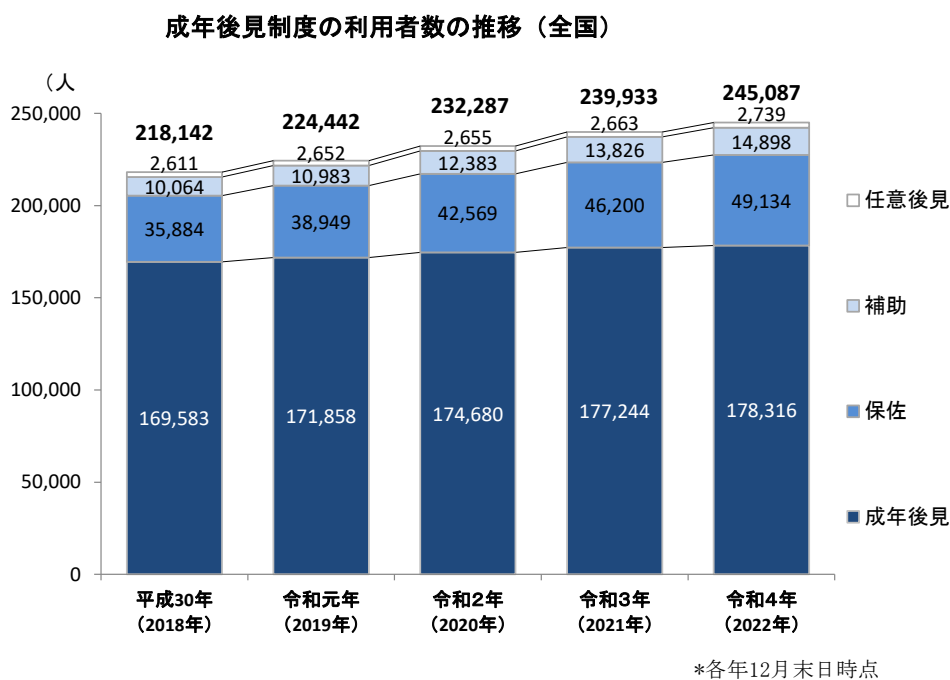
令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第六期長期計画 (令和2～11年度)								
			第六期長期計画・調整計画 (令和6～10年度)					
							第七期長期計画 (令和10～19年度)	
第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画  成年後見制度 利用促進基本計画			第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画					
高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画		
障害者計画・ 第6期障害福祉計画 第2期・障害児福祉計画			障害者計画・ 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			障害者計画・ 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		
第3期健康推進計画・ 食育推進計画  自殺総合対策計画			第4期健康推進計画・食育推進計画・ 自殺総合対策計画					
▲ 一体的に改定			▲ 見直し			▲ 一体的に改定		
国民健康保険データヘルス計画・ 第3期武蔵野市特定健康診査等 実施計画			第2期国民健康保険データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画					
▲ 改定			▲ 中間評価					

## 第2章 成年後見制度を取り巻く状況

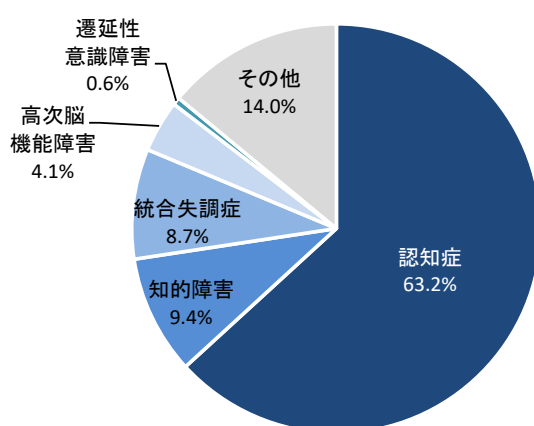
### 1 全国の状況

令和4（2022）年12月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で245,087人、毎年増加が続いています。

開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.2%を占めています。



開始原因別割合（全国）



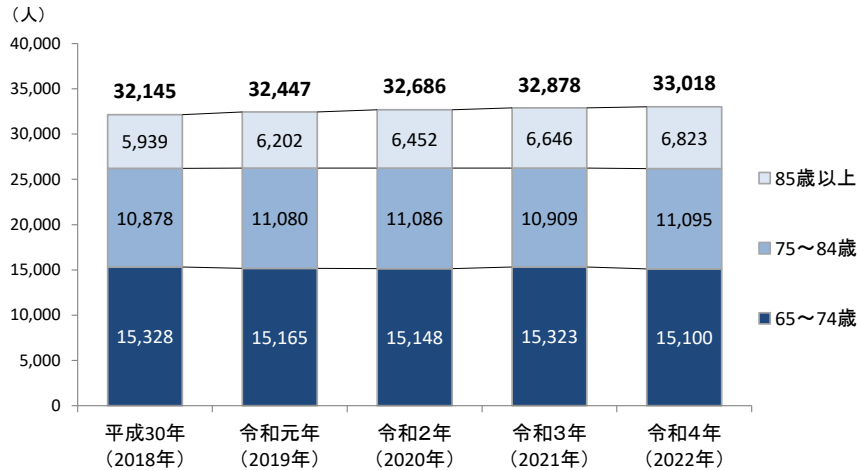
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

## 2 武蔵野市の状況

本市の高齢者数は増加が続いており、75歳以上の方の増加が顕著となっています。全国に比べて、高齢単身世帯の比率が高いことが特徴となっています。

また、認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、増加が続いています。

高齢者数の推移



\*各年4月1日時点

出典：2022市勢統計 令和4年版（市民部 市民課〔住民基本台帳人口〕）

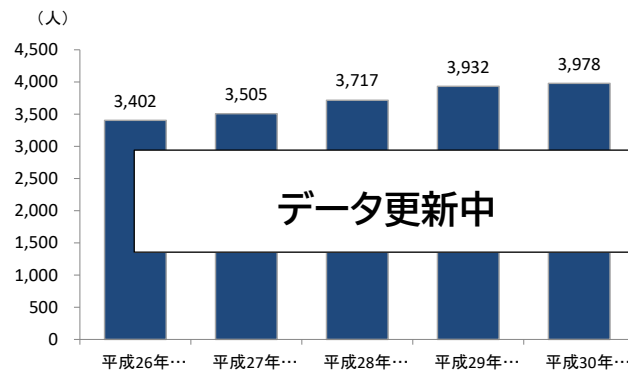
高齢者単独世帯等の現状（全国・東京都・武蔵野市）

区域	総数		65歳以上の高齢者数				高齢夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)	
	人口	世帯	人口	構成比 (%)	世帯	単身世帯比率 (%)	世帯	構成比 (%)
全国	126,146,099	55,830,154	35,335,805	28.01%	6,716,806	19.01%	6,527,077	11.69%
東京都	14,047,594	7,227,180	3,107,822	22.12%	811,408	26.11%	563,603	7.80%
武蔵野市	150,149	78,054	31,725	21.13%	8,159	25.72%	6,349	8.13%

※構成比 (%) は各総数に対する割合、単身世帯比率 (%) は高齢者人口に占める高齢単身世帯の割合

出典：令和2年国勢調査

認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）の推移



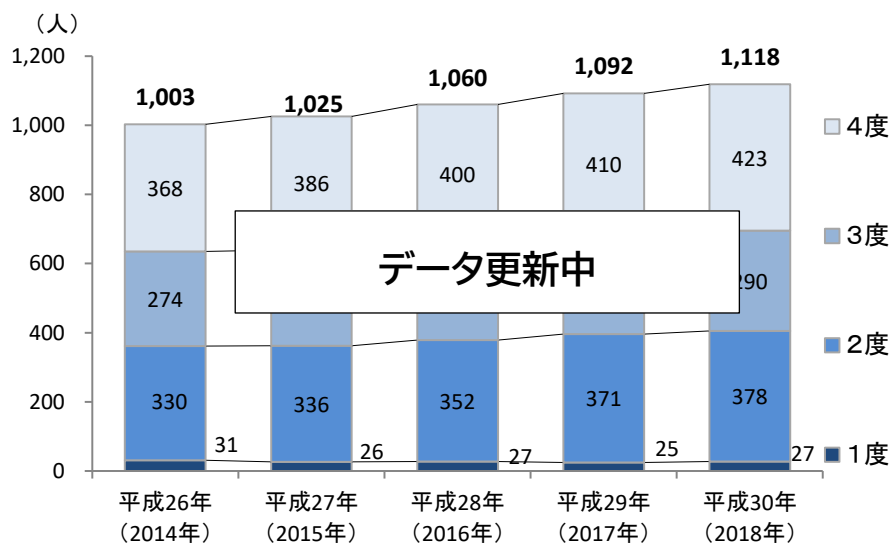
\*各年7月1日現在

(注) 基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の者のうち、認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数（住所地特例者及び施設入所者含む）



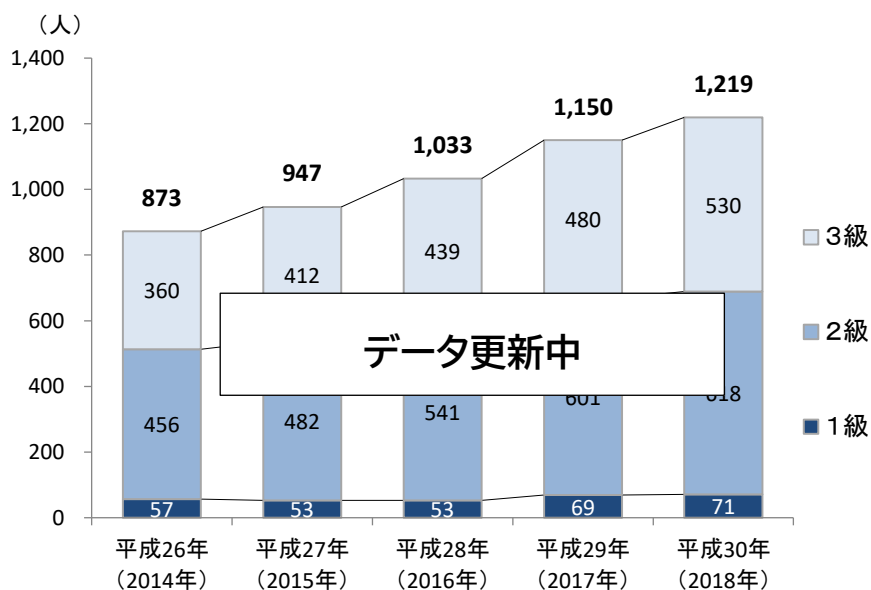
知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、成年後見制度の潜在的な利用者数は増加しています。

愛の手帳所持者数の推移（障害程度別）



\*各年4月1日時点

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）



\*各年4月1日時点

### 3 前計画の取組状況

前計画期間中の平成 30 年度(2018 年度)から令和 5 年度(2023 年度) までにおいて、「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて 地域における互助・共助力を高めて

いくため  
本市  
護事業  
センター

**第1回専門部会 資料7-(2) 成年後見制度利  
用促進基本計画進捗状況一覧表 をもとに、  
第3回専門部会に文章で提示**

権利擁  
護支援  
す。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本目標

生涯を通じて 本人意思が尊重され  
安心して 自分らしく暮らせるまち

市では、令和6（2024）年3月に策定した「第4期健康福祉総合計画」の総合目標として、「誰もが 住み慣れた地域で いきいきと 安心して 住み続けられる 支え合いのまち」を掲げ、健康福祉分野の様々な施策を総合的・横断的に推進しています。

本計画では、健康福祉総合計画の考えを踏まえつつ、基本目標として「生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち」を引き続き踏襲し、認知症になっても、障害があっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

### 2 基本方針

基本目標の達成に向け、以下の2つの方針に基づき、成年後見制度がより身近に、より使いやすく、より充実したものとなるよう取り組みます。

1	利用者とその家族、誰もが安心して利用できる制度の運営と周知
2	その人が望むその人らしい生活を、継続的に支援する体制を強化

### 3 取組みの全体像（施策の体系）

<b>施策1 中核機関の運営及び地域連携ネットワークの強化</b>	
	(1) 中核機関の運営
	(2) 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を通じた地域連携ネットワークの拡充
<b>施策2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の拡充</b>	
	(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化
	(2) 権利擁護支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進
<b>施策3 制度利用を支える機能の充実</b>	
	(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）
	(2) 相談機能の充実
	(3) 受任者調整（マッチング）等の支援
	(4) 市長申立の実施
	(5) 権利擁護のための助成拡充の検討
<b>施策4 成年後見制度の担い手の育成及び支援</b>	
	(1) 市民後見人の育成及び支援
	(2) 法人後見人の育成
	(3) 親族後見人への支援
	(4) 専門職後見人への支援

## 第4章 施策の展開

### 1 中核機関の運営及び地域連携ネットワークの強化

#### (1) 中核機関の運営

##### 【現状と課題】

- 令和2(2020)年度、本市の成年後見制度の利用促進に係る中核機関として市と福祉公社を位置づけ、福祉公社内に武蔵野市成年後見利用支援センターを設置し、市と福祉公社が共同で運営しています。
- 武蔵野市成年後見利用支援センターは、中核機関の機能のうち、周知・啓発、地域連携ネットワークの運営、相談支援等を行っています。
- 福祉公社では、成年後見制度における専門的な個別の相談に対応するとともに、必要に応じて法律相談、専門職への紹介、及び成年後見人等からの相談対応、近隣6市で共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修の実施、毎月開催の老いじたく講座、出前講座等を行っています。
- 市では、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の運営、制度の周知、広報、連絡調整等を行っています。

##### 【今後の方向】

- 引き続き、中核機関及び武蔵野市成年後見利用支援センターを市と福祉公社が共同で運営します。
- 市は武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の事務を担い、会議の開催及び関係機関への連絡調整等を行います。また、制度の周知や広報を行います。
- 相談対応、成年後見人等支援は福祉公社を中心に行います。
- 本人意思の実現を目指し、意思決定支援や身上保護を重視した後見事務とそのノウハウを市全体でも共有し、権利擁護支援の活動へと広めていきます。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	◎	—	—	—

#### (2) 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を通じた地域連携ネットワークの拡充

##### 【現状と課題】

- 令和2(2020)年度、従来の関係機関等連絡協議会を発展させる形で、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を設置しました。同協議会は武蔵野市成年後見利

用支援センターを事務局として、専門職団体代表、福祉関係者、民生委員、市職員により構成しています。

- 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会では、年2回の定例会議で課題共有や情報交換を行うほか、年1回、学習会・相談会を主催しています。
- 権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援へつなげるためには、地域連携ネットワークの拡大及び強化が必要です。

**【今後の方向】**

- 引き続き、現在の武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の活動を維持しながら、内容の充実を図ります。
- 権利擁護が必要な人に近い関係者に対し、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を周知し、地域連携ネットワークの強化を図ります。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	◎	○	○	◎	○ 生活福祉課 高齢者支援課 障害者福祉課

## 2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の拡充

### (1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化

**【現状と課題】**

- 令和2(2020)年度に福祉公社内に設置した武蔵野市成年後見利用支援センターは、各福祉関係機関や銀行、法律事務所等からの相談が寄せられるなど、本市における成年後見制度の相談窓口として一定程度認知され、必要に応じて、関係機関と連携して支援を行っています。
- 関係機関の円滑な連携のため、定期的に武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を開催するなど、市と福祉公社の連絡会議を行っています。
- 場合によっては、成年後見制度に関連して把握すべき情報やその共有方法などが整理されていないために、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないケースがあります。
- 支援が必要な人が増加し、福祉関係者のみで対応することが困難となる可能性があります。

### 【今後の方向】

- 武蔵野市成年後見利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。
- 必要な情報を整理したうえで連携するため、的確にニーズを把握し必要な機関につなぐための方法を検討し、共有します。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	◎	○	○	○

## (2) 権利擁護支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進

### 【現状と課題】

- 成年後見制度の利用者は通常何らかの福祉サービスを利用しており、例えば介護保険サービス利用者には、支援のために「サービス担当者会議」が開催されています。また、障害者福祉サービスでも同様の会議があります。
- 福祉公社が後見等を受任する場合、このサービス担当者会議等に担当職員が参加していますが、一般的にはサービス担当者会議等へ後見人等が参加することは稀です。

### 【今後の方向】

- 受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任の前段から支援チームへ参加できるよう、合わせて検討します。
- 本人意思を一定理解している成年後見人等が支援チームへ参加することの必要性について、引き続きケアマネジャー・相談支援専門員等を含めサービス提供関係機関に周知します。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	○	○	○

## 3 制度利用を支える機能の充実

### (1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）

#### 【現状と課題】

- 武蔵野市成年後見利用支援センターについて、パンフレットを作成し市民や関係機関への周知に努めました。

- 武蔵野市成年後見利用支援センター主催の講演会及び武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会主催の学習会・相談会を年1回ずつ開催しています。
- 市民を対象とした講座として、福祉公社では「おいじたく講座」、を、市ではエンディング支援事業（高齢者支援課）、親なき後講座（障害者福祉課がNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット（以下「こだまネット」という。）へ委託）等を実施し、制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を推進しています。

### 【今後の方向】

- 武蔵野市成年後見利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】
- 市民及び関係者を対象とした講演会及び学習会・相談会を開催します。
- 意思決定支援について研究し、支援関係者への啓発を図ります。
- 関係機関や市の関連イベント等（ケアリンピック、認知症サポーター養成講座等）を活用し、成年後見制度の周知を図っていきます。
- 市民を対象とした講座として、福祉公社はおいじたく講座を、市ではエンディング支援事業や親なき後講座等を継続します。
- 支援を必要とする人の早期の発見につなげるほか、終末期への備えを考えるきっかけとなるよう広報内容を工夫していきます。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	◎	◎	○	○	○ 高齢者支援課 障害者福祉課

## (2) 相談機能の充実

### 【現状と課題】

- 令和2(2020)年度に福祉公社内に設置した武蔵野市成年後見利用支援センターは、各福祉関係機関や銀行、法律事務所等からの相談が寄せられるなど、本市における成年後見制度の相談窓口として一定程度認知され、必要に応じて、関係機関と連携して支援を行っています。【再掲】
- 関係機関の円滑な連携のため、定期的に武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を開催するなど、市と福祉公社の連絡会議を行っています。【再掲】
- 在宅介護・地域包括支援センター等から市へ成年後見市長申立ての相談があった際に、必要に応じて、福祉公社を紹介し相談対応から支援へと移行しました。



- 一方で、成年後見制度に関連して把握すべき情報やその共有方法などが整理されていないために、早期の相談から支援へとスムーズにつながっていないケースがあります。【再掲】

### 【今後の方向】

- 武蔵野市成年後見利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】
- 福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携体制構築の調整を行います。
- 障害特性に応じた専門的な相談対応などについて、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会等で検討し、相談体制の充実を図ります。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	◎	○	○	○

## (3) 受任者調整（マッチング）等の支援

### 【現状と課題】

- 成年後見に関する相談を受け付けた関係機関だけでは対応が難しいと判断される事案については、福祉公社が申立支援を行うことが多くなっています。
- 福祉公社において、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなど、支援を継続しました。
- 受任者調整（マッチング）等の実施基準は明確になっていません。

### 【今後の方向】

- 福祉公社は中核機関として引き続き、専門機関からの相談に対応し、アセスメントや申立支援を行います。
- 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。
- 受任者調整（マッチング）等について、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会において、仕組みや調整方法を協議し、体制の構築を図ります。
- 受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任の前段から支援チームへ参加できるよう、合わせて検討します。【再掲】

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	○	○	—

#### (4) 市長申立の実施

##### 【現状と課題】

- 市では、市長申立案件の判定会議を実施しています。
- 福祉公社は、中核機関として市長申立判定会議に参加しています。

##### 【今後の方向】

- 成年後見等を必要としながら申立権者がいない人について、支援の必要が生じた際に迅速に対応できるよう、中核機関及び市の関係部署での連携体制を維持します。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	—	○

#### (5) 権利擁護のための助成拡充の検討

##### 【現状と課題】

- 一般的な報酬審判額、及び近隣自治体の実態を参考に、令和2(2020)年度に報酬助成額を改定しました。
- 報酬助成の経済的要件について、本市は「生活保護受給（相当も含む）」ですが、都内で報酬助成を実施する自治体の半数以上が、さらに「住民税非課税」も対象としています。
- 申立費用の助成について、都内の自治体の7割以上が実施していますが、本市は未実施です。
- 成年後見人の制度を安定的に運営するためには、後見人報酬が確実に見込める必要があります。

##### 【今後の方向】

- 制度の利用を促進し、かつ実態に合った助成となるよう、改定を検討します。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	◎	○	—	—	—

## 4 成年後見制度の担い手の育成及び支援

### (1) 市民後見人の育成及び支援

#### 【現状と課題】

- 武蔵野市成年後見利用支援センターでは、近隣6市で共同して「7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修」を隔年で実施するとともに、修了者への相談・助言等を一貫して実施しています。
- これまでの福祉公社における、市民後見人の後見監督受任実績は10件です。（令和4年度末時点）

#### 【今後の方向】

- 各市と調整の上、「7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業」による市民後見人の養成・育成及びフォローアップ研修を実施します。
- 成年後見人等候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整していきます。【再掲】
- 今後も市民後見人が後見人等を受任した場合は福祉公社が後見監督人としてフォローします。
- 福祉公社の市民後見人修了人簿登載者について、福祉公社の後見協力員としての活動を通じ、スキルアップを図ります。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	—	—

### (2) 法人後見人の育成

#### 【現状と課題】

- 現在、本市で法人後見を実施しているのは主に福祉公社です。
- 若年障害者の場合、成年後見の利用期間が長期に及ぶため、法人後見が望ましいという意見もありますが、福祉公社には障害特性に応じるためのノウハウの蓄積が十分ではありません。
- 市内では、こだまネットが保護者などの親なき後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、活動をしています。
- 福祉公社において、こだまネットへ講師及び相談員を派遣し、連携を維持しています。

#### 【今後の方向】

- 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を通じ、法人後見のニーズ及び状況等を調査研究します。

- 障害者分野においては、こだまネット等と情報の共有、連携を図りながら、後見業務を遂行できる人材の育成支援などを行います。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	○	○ 障害者福祉課

### (3) 親族後見人への支援

#### 【現状と課題】

- 福祉公社において、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなど、支援を継続しました。【再掲】
- 市内での親族後見人の数や活動実態について、把握ができていません。

#### 【今後の方向】

- 在宅介護・地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していきます。
- 市内における親族後見人の実情を把握し、支援するため、親族後見人が情報交換や相談ができる場の設定について検討します。

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	—	○	—

### (4) 専門職後見人への支援

#### 【現状と課題】

- 本市における専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等）の受任状況は、令和4年の新規利用者の約48%となっています。
- 専門職団体代表、福祉関係者、民生委員、市職員により構成する武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会では、年2回の定例会議で課題共有や情報交換を行っています。
- 成年後見人の制度を安定的に運営するためには、後見人報酬が確実に見込める必要があります。【再掲】

#### 【今後の方向】

- 今後も武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会において専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。

- 福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携体制構築の調整を行います。【再掲】
- 受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任の前段から支援チームへ参加できるよう、合わせて検討します。【再掲】
- 制度の利用を促進し、かつ実態に合った助成となるよう、改定を検討します。【再掲】

実施体制	中核機関		専門職後見人	関連機関	市の他部署
	市(地域支援課)	福祉公社			
	○	○	○	○	—

## 第5章 計画の推進と見直し

---

- 1 計画の推進のために
- 2 計画の点検と評価

第3回専門部会で提示